

## 春日井市スポーツ表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、春日井市における優秀なスポーツマン及びその指導者の栄誉をたたえ、その功績を広く顕彰することを目的とする。

### (表彰)

第2条 市長は、各種スポーツ競技大会において優秀な成績をおさめた者及びその指導に貢献した者に対し、春日井市スポーツ賞を贈り、これを表彰する。

### (表彰の種類)

第3条 春日井市スポーツ賞は、特別賞及び一般賞とする。

### (被表彰者)

第4条 特別賞は、市内に在住、在勤又は在学する者で次の各号のいずれかに該当するものに授与する。

- (1) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に選手として参加した個人又は団体
- (2) 国際的規模のスポーツ競技大会において、8位（参加者総数が15以下の場合には、参加者総数に2分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り捨て）の順位）以内の成績を収めた個人又は団体
- (3) 国民体育大会等において、3位以内の成績を収めた個人又は団体
- (4) スポーツ競技大会において、世界記録又は日本記録を樹立した個人又は団体
- (5) 前各号に掲げる者と同等の功績があったと認められる個人又は団体
- (6) 前各号に掲げる者の指導に特に貢献したと認められる個人又は団体
- (7) その他市長が特に必要と認める個人又は団体

2 一般賞は、市内に在住、在勤又は在学する者で次の各号のいずれかに該当するものに授与する。

- (1) 国際的規模のスポーツ競技大会に選手として参加した個人又は団体
- (2) 国民体育大会等において、8位以内の成績を収めた個人又は団体
- (3) 前各号に掲げる者と同等の功績があったと認められる個人又は団体
- (4) その他市長が特に必要と認める個人又は団体

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

### (追彰)

第6条 表彰を受けるべき者が表彰の日前に死亡した時は、その遺族に対して追彰する。

### (雑則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和57年1月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。